

徳島県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。  
令和元年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

医療法人栄寿会		医療法人石岡整形外科	名称
徳島市名東町一丁目九番地		名西郡石井町高川原字桜間二一五番地	主たる事務所の所在地
阿南天満クリニック		石岡整形外科	指定に係る事業所の名称
阿南市上中町南島三二五一		名西郡石井町高川原字桜間二一五番地	指定に係る事業所の所在地
訪問看護 介護予防訪問看護		訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	事業の種類
同		平成三十一年四月一日	指定年月日